

月報 平成30年 9月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

7月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は127人となり、前年同月で11.2%減少した。
- ・月間有効求職者数は641人となり、前年同月比で2.6%増加した。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は272人となり、前年同月比では、一般求人が41.1%増加、パート求人は38.5%増加した。
産業別でみると、建設業、製造業、医療・福祉分野が増加したが、卸売・小売業、飲食店・宿泊業は減少し、全体として40.2%の増加となった。
- ・月間有効求人数は744人となり、前年同月比で8.0%増加した。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月を0.06ポイント上回る1.16倍であった。
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.16倍、パートの有効求人倍率が1.16倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>



一般職業紹介状況 平成30年7月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	127	8.5	▲ 11.2	
	うち男	69	30.2	▲ 4.2	
	うち女	57	▲ 10.9	▲ 19.7	
	年齢別	～44歳	58	0.0	▲ 17.1
		45～54歳	32	88.2	18.5
		55歳～	37	▲ 11.9	▲ 19.6
	月間有効求職者数	641	▲ 7.0	2.6	
	うち男	336	▲ 2.6	3.7	
	うち女	304	▲ 11.4	1.0	
	年齢別	～44歳	283	▲ 8.1	▲ 9.9
		45～54歳	138	1.5	50.0
		55歳～	220	▲ 10.2	0.5
求 人 関 係	新規求人数	272	1.5	40.2	
	主要産業別	建設業	40	▲ 29.8	135.3
		製造業	60	71.4	20.0
		卸売・小売業	23	43.8	▲ 14.8
		飲食店・宿泊業	25	▲ 55.4	▲ 30.6
		医療・福祉	79	46.3	146.9
	月間有効求人数	744	▲ 1.2	8.0	
就 職 関 係	紹介件数	221	▲ 1.3	15.7	
	うち男	145	18.9	35.5	
	うち女	76	▲ 25.5	▲ 9.5	
	就職件数	70	0.0	18.6	
	うち男	39	39.3	18.2	
	うち女	31	▲ 26.2	19.2	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

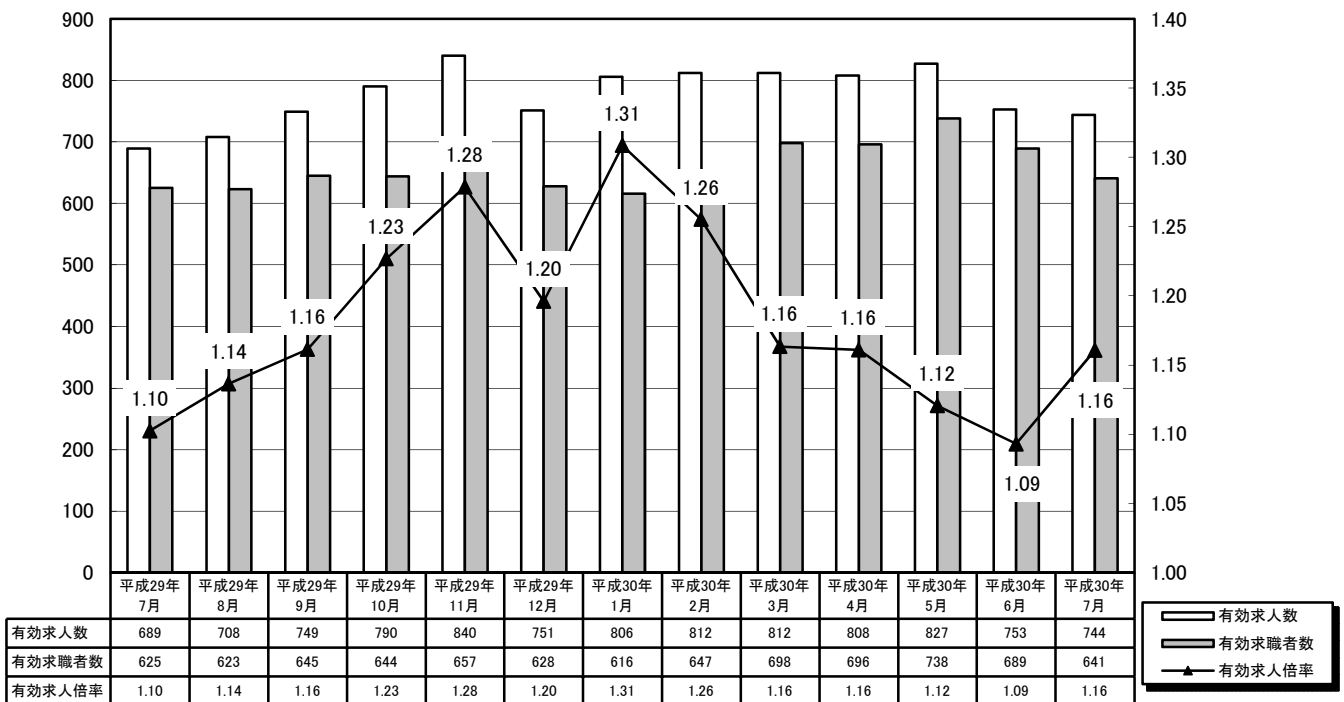
雇用保険取扱状況 平成30年7月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	823	823	815	
	資 格 取 得 者 数	122	135	101	
	資 格 喪 失 者 数	123	135	98	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,317	11,312	11,296	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	24	28	43
		受給者実人員	117	113	122
		支給金額(千円)	12,949	12,269	12,079
	高齢	受給者数	10	12	5
		支給金額(千円)	2,176	2,469	930
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	18	13	18
		支給金額(千円)	6,701	4,557	6,772

労働市場の動き（平成30年7月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



事業主のみなさま、再度ご確認を！！

～雇用保険の資格取得について～

雇用保険の適用要件は、

- ①『31日以上の雇用見込みがあること』
- ②『1週間の所定労働時間が20時間以上であること』

この要件に該当する労働者を雇い入れた場合は、雇い入れた日の属する月の翌月10日までに、雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

・・・注1

また、①・②の要件を満たしている場合、パート・アルバイト・試用期間・見習等の名称を問わず、雇い入れた日が雇用保険の資格取得日になります。

・・・注2

以上について再度ご確認いただき、適正な手続きをお願いします。

注1：この期限を過ぎてしまったからの手続きの場合、雇用契約書等の雇い入れが確認できる書類の添付が必要となります。

注2：試用期間経過後の加入ではなく、あくまでも雇い入れた日からの加入です。

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **798** 円

平成30年10月1日から！

（9月30日までは時間額772円）

最低賃金の計算には、(1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙台 労働基準監督署 Tel 022-299-9075

石巻 労働基準監督署 Tel 0225-22-3365

古川 労働基準監督署 Tel 0229-22-2112

大河原 労働基準監督署 Tel 0224-53-2154

瀬峰 労働基準監督署 Tel 0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

宮城労働局